

公告

本巢市普通財産について、下記のとおり申込みの先着順により売払いを行うので公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

本巢市長 藤 原 勉

1 売却物件

物件番号	所 在 地	地 目	地積(登記簿)	地積(実測)
1	本巢市文殊字西之門 1083 番 1	宅地	176.31 m ²	176.31 m ²
2	本巢市仏生寺字天神 410 番 1	雑種地	330 m ²	330.01 m ²

2 売却価格 物件 1 2, 6 1 0, 0 0 0 円
 物件 2 4, 3 7 0, 0 0 0 円

3 売払いの申込みに必要な資格に関する事項

売払いの申込みをすることができる者は、次のすべての資格要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ①地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- ②地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ④暴力団等に関係すると認められる者で次に掲げる者
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
 - エ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
 - オ 役員等が、その属する法人等又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又

は法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けた者

⑥市税を滞納している者

4 売払いの申込みに関する事項

買受希望者は、次の書類を提出すること。

- (1) 普通財産売払申込書（様式第1号）
- (2) 住民票（個人の場合に限る。連名の場合にはすべての者の分）
- (3) 法人全部事項証明書（法人の場合に限る。連名の場合にはすべての法人の分）
- (4) 身分証明書（個人の場合に限る。連名の場合にはすべての者の分）
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) 納税証明書（市税について滞納額がない証明）

受付期間 令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）（閉庁日を除く）

受付時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

受付場所 本巣市役所本庁舎 財政課

5 契約に関する事項

(1) 契約の相手方の決定

最初に普通財産売払申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して申込みした者で資格要件を満たす者を契約の相手方とする。ただし、同一の日に複数の普通財産売払申請書を受け付け、複数の者が資格要件を満たすときは、後日くじ引きにより契約の相手方を決定する。

(2) 契約締結の時期

契約の相手方として決定された者に対し、普通財産売払決定通知書を送付します。通知日から起算して14日以内に売買契約を締結しなければならない。

6 契約保証金に関する事項

契約保証金 売買代金の100分の10以上の金額

7 売買代金に関する事項

契約を締結した者は、契約締結の日から30日以内に本巢市が交付する納付書により売買代金を納付しなければならない。

8 その他

詳細は、先着順による市有地売払い実施要領（2）による。